

各種料金表Ⅲ 定期契約（2024 年 12 月 1 日以降にご契約のお客さま）

第 1 条（定期契約の定義）

定期契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、本約款に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

- 2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。
- 3 定期契約は、契約が成立した日の属する月の初日から起算し、契約期間を算出します。
- 4 定期契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。ただし、Y-Room 特別プランの場合は、契約が成立した後の最初の契約期間が満了したときに、定期契約の契約期間が終了します。この場合も、契約者からの申出が無い限り、サービス提供の契約の終了とはならず、契約者は、同条件でのサービスの提供を受けることができます。
- 5 当社が定める定期契約は 1 世帯につき 1 契約、STB1 台になります。ただし、2 台目以降として追加の契約が可能な場合があります。
- 6 定期契約によっては、別の約款や規約等に定める定期契約に同時に申し込むことが必要な場合があります。

第 2 条（住宅形態による制約）

当社が定める共同住宅および集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの、以下「集合住宅」といいます。）内の世帯、もしくは、それ以外の住宅（以下「戸建住宅」といいます。）に分類し、それぞれ締結できる定期契約が異なる場合があります。

- 2 上記の集合住宅において、当社と、その集合住宅を所有し現に管理する者と当社が Y-Room 契約を締結している場合、そこに居住する契約者は、Y-Room プラン（第 4 条に定める名称が“Y-Room”で始まるものをいいます。）の契約に申し込むことができます。

第 3 条（当社が定期契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、定期契約の承諾をしないことがあります。

- (1) TV 約款に定める第 5 条第 3 項のいずれかに該当する場合
- (2) 当社が再放送サービスに関する特約（以下「再放送特約」といいます。）に定める再放送サービスを締結している契約者（再放送特約に定める再放送サービスと同時にケーブルテレビサービス加入契約約款に定めるサービスを締結している契約者は除きます。）
- (3) 当社が定める住宅形態と異なる場合
- (4) 視聴覚障害割引の契約者
- (5) 契約に必要な STB が下記に該当する場合で、その利用を承諾いただけない場合（ただし、当社が特別に認める場合を除きます。）

ア J:COM LINK サービス利用規約に定める J:COM LINK（以下、「J:COM LINK」といいます。）を利用する場合もしくは、Smart YCV Box サービス利用規約に定める Smart YCV Box（以下「SYB」といいます。）を利用する場合

- (6) 前号までの他、その定期契約の締結に必要な他のサービス等の条件を満たさない場合

- 2 当社は、次のサービスの条件を下記の通り定めます。

- (1) 第 4 条および別表 定期契約に定める Y-Room TV セレクトは、当社が別に定める Y-Room インターネットプラン A（当社が別に定めるメニューが対象となります）の特定インターネット接続サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。

第 4 条（サービス内容の定義）

定期契約には、別表 定期契約の種類があります。

第5条（定期契約の変更）

同一定期契約内のコースの変更を含まず、他の定期契約へ変更することをいいます。

第6条（月額利用料）

定期契約別表で定めるサービスの利用料は、月額の利用額となります。当月分の利用料を当月末（当社が別に定める期日）までにお支払いいただきます。表示価格は、別の定めがない限り、税抜表記です。別途消費税分を請求します。2 定期契約の締結期間、その他の項目は、定期契約別表に記載の通りとなります。

第7条（契約解除料）

定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、第4条に定める通りです。

- 2 前項の場合において、更新期間中に契約者が申し出る解約については、契約者は契約解除料の支払いを要しません。
- 3 定期契約に必要な当社が別に定める他のサービスの解約に合わせて、定められた契約解除料は、重複して支払いを要しません。

第8条（更新の定義）

当社は、定期契約の更新について、以下のように定めます。

- (1) 更新日は、定期契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。
- (2) 更新期間とは、定期契約の満了日を含む月、更新日を含む月、および更新日を含む月の翌月を示します。

第9条（定期契約の解約）

当社は、次の場合に定期契約の解除を行います。

- (1) 加入者が定期契約に定めるサービスの解約を行う場合
- (2) 加入者が定期契約に定める電話サービスの一時中断を行う場合
- (3) 加入者が定期契約に定める NET サービスの一時休止を行う場合
- (4) 加入者が定期契約に定める TV サービスの一時休止を行う場合
- (5) 当社が、定期契約に定めるサービスの解除を行う場合
- (6) 当社が、定期契約に定めるサービスの利用の停止を行う場合
- (7) 加入者が定期契約に定める NET サービスについて、項目の変更を行う場合
- (8) 加入者が定期契約に定める TV サービスについて、項目の変更を行う場合
- 2 加入者は、前項の規定にかかわらず、次の場合は定期契約の解除料の支払は要しません。
 - (1) 加入者が転居を行った場合で、転居先でも同内容の定期契約を契約した場合
 - (2) 加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める対応物件となった場合
 - (3) 加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める対応物件でなくなった場合
- 3 当社が定期契約に定めるサービスの利用の停止を行う場合には、当社は、解約と扱います。

第10条（コース変更等について）

コース変更を行う場合には、契約の起算日が変更の翌日に変わります。

- 2 コース変更を行う場合であって、放送サービス（J:COM STREAM 見放題を除きます。以下同じとします。）の変更が発生しない場合には、費用は発生しません。ただし、他のサービスの増減がある場合、他のサービスの約款等に基づき、コース変更手数料が発生します。
- 3 コース変更を行う場合であって、放送サービスの変更が発生する場合は、定期契約の解除または、コース変更手数料が発生します。
- 4 セレクトにおけるジャンルの変更に費用は発生しません。
- 5 フレックスにおける対象チャンネルパッケージの変更に費用は発生しません。

第11条（各種料金表Ⅲの変更等）

当社は、この各種料金表Ⅲを変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の各種料金表Ⅲによります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 各種料金表Ⅲ変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第12条（定めなき事項）

この各種料金表Ⅲに定めなき費用については、加入者は当社が別途定める見積もり、または料金案内に従い、支払うものとします。